



2025 年 4 月 30 日

「<つくば>相続定期預金」の取扱開始について

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、大切な方から受け継いだ資産を特別な金利でお預かりする「<つくば>相続定期預金」の取り扱いを 2025 年 5 月 7 日（水）より開始しますので、以下のとおりお知らせいたします。

当行は、地域になくてはならない銀行として、今後も、お客さまの多様なニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 商品概要

商 品 名	<つくば>相続定期預金
販売対象	相続による預金をお受け取りになられてから 1 年以内の個人のお客さま
預入期間	6 ヶ月（スーパー定期、スーパー定期 300）
預入金額	100 万円以上（相続でお受け取りになった金額の範囲内）
適用金利	店頭表示金利＋年 0.5%
必要書類	相続手続完了時期や相続人であること、預入原資が相談により引き継いだものであることが確認できる書類

※詳しくは添付のチラシをご確認ください。

2. 取扱開始日

2025 年 5 月 7 日（水）

3. 取扱窓口

全店（ＡＴＭおよびインターネットバンキングでの取り扱いを除く）

以上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部広報室
TEL 029-859-8111



相続資産だけの特別利率

<つくば>

相続定期預金

相続手続き完了後1年以内に
相続により取得した資金を原資としてお預けいただくときに
ご利用いただける金利上乗せ定期預金です。

詳しくは
こちらから



店頭表示金利に

＋^年0.50%

6ヵ月もの

(税引後年0.398425%)

詳しくは当行窓口またはホームページをご確認ください。

 筑波銀行
Tsukuba Bank

<つくば>相統定期預金 商品概要

2025年5月7日現在

ご利用いただける方	金融機関（当行以外の金融機関も含む）で相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人の方 ※ 他金融機関で相続手続きを行い取得した資金も対象となります。 ※ 相続により取得した預金の他、死亡保険金、不動産、株式などの換金代金も対象となります。 ※ 相統定期預金の作成には、後記の書類が必要となります。		
対象商品	スーパー定期／スーパー定期300	お預入期間	6カ月
お預入金額	100万円以上で相続により取得したご資金の範囲内 ※対象の相続財産は、預貯金の他、死亡保険金、株式、不動産、金などの換金代金も対象となります。		
適用金利	店頭表示金利 +年0.5%		
税金	20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。		
必要となる書類	お申し込み時に、以下3点の書類のご提出をお願いします。 ● 金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 ● 相続人であることが確認できる書類 ● お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 【提示資料例】 ● 相続税の申告書 ● 遺産分割協議書 ● 遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの） ● 金融機関へ提出した相続手続き依頼書 ● 預貯金の場合：被相続人の解約済通帳や計算書等預貯金額がわかるもの ● 保険金の場合：保険金等支払い通知書 ● 株式や不動産などの場合：相続された株式や不動産等の売却代金を確認できる書類 ※申込時に追加の資料をご提出いただく場合がございます。詳しくは当行窓口までお問い合わせください。		

ご留意事項

- 本商品は、店頭のみでのお取り扱いであり、ATMやインターネットバンキングでのお預け入れは対象外です。店頭にお越しいただいた場合でも、ATMやインターネットバンキングでお預け入れされた場合は本商品の対象外となります。
- 中途解約された場合、当行所定の中途解約利率が適用されます。
- 本商品の上乗せ金利（年利0.5%）は当初6カ月のみの適用となります。自動継続の場合、満期日以降の金利は、満期日当日の6カ月ものの店頭表示金利*が適用となります。
※最新の金利については、店頭もしくは当行ホームページでご確認ください。
- 金利情勢により、今後予告なく中止または適用金利を見直すことがあります。
- 定期預金は、預金保険機構の対象です。
- 新規口座開設の際は、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）が必要となります。

詳しくは筑波銀行の窓口までお気軽にお問い合わせください。

筑波銀行

検索

<https://www.tsukubabank.co.jp>



筑波銀行